

広島市立大学学位規程

平成22年4月1日

規 程 第 86 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第48条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第36条第4項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与)

第2条 学位の授与は、別に定める学位記の交付をもって行う。

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士の学位は、前項の規定によるほか、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があることの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者についても授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

(博士の学位授与の申請及び受理)

第5条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文（芸術学研究科においては、学位論文及び研究作品。（以下「学位論文等」という。）の提出については、別に定める。

2 第3条第3項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に別に定める学位論文等及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者（以下「満期退学者」という。）が博士の学位の授与を申請する場合の学位論文審査手数料の扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により学位論文等の提出があったときは、学長は、その学位の種類に応じて適当と認める研究科委員会に審査を付託するものとする。

4 受理した学位論文等及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、博士の学位論文等の審査及び試験を行うため、当該研究科の審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会の審議を経て、当該研究科以外の研究者を審査委員に加えることができる。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係のある科目について行うものとする。

2 第3条第3項の学力の確認は、別に定める方法による。

3 満期退学者が、退学後3年以内に第3条第3項の規定による博士の学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

(審査期間)

第8条 博士の学位論文等の審査及び試験は、学位論文等を受理した時から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文等の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨、試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の

教員又は他の大学院の教員を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(研究科委員会の報告)

第11条 研究科委員会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文等とともに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士の学位授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位授与前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島市立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による学位論文の公表のほか、芸術学研究科においては、研究科委員会の定めるところにより研究作品の公表をするものとする。

(修士の学位の審査)

第16条 修士の学位の審査については、別に定める。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、広島市立大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において修士又は博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 別表第1情報科学部の項及び別表第2情報科学研究科の項の規定については、平成19年度以降に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、第15条の規定については、平成25年度以降に博士の学位を授与された者について適用す

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の広島市立大学学位規程別表第2の規定は、平成28年度以後に入学する者について適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和8年度以後に入学する者について適用し、令和7年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	専攻分野の名称
国 際 学 部	国 際 学 科	国 際 学
情 報 科 学 部	情 報 工 学 科	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 科	
	シ ス テ ム 工 学 科	
	医 用 情 報 科 学 科	
芸 術 学 部	美 術 学 科	芸 術
	デ ザ イン 工 芸 学 科	

別表第2（第4条関係）

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
国際学研究科	国 際 学 専 攻	学 術
情報科学研究科	情 報 工 学 専 攻	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 専 攻	
	シ ス テ ム 工 学 専 攻	
	医 用 情 報 科 学 専 攻	
芸術学研究科	造 形 芸 術 専 攻	芸 術
平和学研究科	平 和 学 専 攻	平 和 学

別表第3（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	学術
情報科学研究科	情報科学専攻	情報科学 又は 情報工学
芸術学研究科	総合造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学